

新潟市新規事業創出プロジェクト研究会運営業務委託仕様書

1 業務の名称

新潟市新規事業創出プロジェクト研究会運営業務委託

2 業務の目的

本市では、市内企業の付加価値や事業効率の向上を図り、異分野・異業種間の企業や人、技術やデータなどをつなぐため「新潟市DXプラットフォーム」を構築し、そこから創出された様々なプロジェクトや各種実証事業等を支援してきた。

本事業では、市内中小企業の従来型ビジネスモデルからの脱却やデジタル社会における新規事業開発を後押しするため、「新規事業創出プロジェクト研究会」を立ち上げ、会の活動を通じて主に「にいがた2km(ニキロ)」における新規事業の創出を図り、エリア内での回遊性の向上、ひいては本市の魅力向上につなげる。

※「にいがた2km(ニキロ)」:本市では、新潟駅、万代、古町をつなぐおおむね2kmの範囲にある都心軸周辺エリアを、「にいがた2km(ニキロ)」と名付け、緑あふれ、人・モノ・情報が行き交う活力あるエリアを創造し、本市経済・産業の発展を牽引する成長エンジンとしていくための取り組みを推進している。

3 業務の内容

上記目的を達成するため、以下の業務を委託する。

I. 日常の事務業務

(1)10名の研究員(参加者)管理

①出欠の管理

②会員名簿の管理(所属、連絡先等変更の更新)

(2)問合せ対応

①外部からの問合せ(取材・講演依頼等の取次、後援依頼の受付等)

②研究員からの問合せ

(3)成果物

①実績報告書(研究員(参加者)が作成する事業計画を含む)

II. プロジェクト研究会

(1)専門知識を有する者の派遣と研究会の実施(4時間/回×20回以上)

※専門知識を有する者は、プロジェクトの趣旨に関する新事業の創出について、実務的に十分な実績を有する者とする。

- (2)会場の下見・打合せ
- (3)プログラムに関する事務(使用ツールの手配・案内、講師依頼等)
- (4)カリキュラムの作成
 - ※「にいがた2km(ニキロ)」におけるDXにつながる新規事業の創出を図る研究会
- (5)募集に関する事務(説明会開催、募集受付、申込資料管理等)
- (6)参加者に関する事務(参加者への連絡、個別相談の案内・対応等)
- (7)研究会開催時の会場運営全般
 - (会場設営、受付、運営等、オンライン開催時の備品準備(カメラ、PC、収音マイク等))

Ⅲ. 広報活動

- (1)募集用ホームページの作成・更新
 - (2)紙媒体・オンライン媒体での外部への情報発信
 - (3)研究会への入会促進活動(広報記事等の作成含む)
- ※なお、内容等に関わる詳細については、本市と受託者で協議を行い取り決めるものとする。

4. 業務委託費の上限

15,000,000 円(消費税込)

7. 業務管理、検査方法

受託者は、新潟市との定例意見交換時に進捗状況を報告する。また、月次作業報告書(任意様式)により、毎月の進捗状況を報告すること。

8. 業務委託料の支払条件

業務完了、本市の検査合格後に一括払い

9. 事業実施期間

委託契約締結日～令和5年3月15日(水)まで

10. 事業実施体制

- (1)受託者は委託者との情報共有、進捗・課題管理を行う業務責任者を設置すること。
- (2)人員配置 業務を実施する担当者については、委託期間中、原則として同じ人員を割り当て、特別な理由がない限り、プロジェクトメンバーは固定化すること。なお、委託者が業務の進捗状況や業務内容について支障があると判断した場合、実施体制を含め速やかに対応策を検討すること。

- (3)言語 本業務に用いる言語は日本語とし、通訳等は介さずに委託者と意思疎通が図れる体制を構築すること。
- (4)業務場所 本業務委託に係る打合せは、原則、本市庁舎内の会議室またはオンライン会議システムにて実施する。
- (5)業務管理 受託者は、業務責任者のもと適正に業務管理を行い、定期的に本市に進捗状況を報告する。

11. 契約の要件

(1)契約形態

委託契約

(2)成果物の納入

受託者は、本業務完了後には、次のとおり実績報告書を本市に提出すること。

ア 報告期限 令和5年3月15日(水)

イ 記載事項 委託業務の実施内容(詳細は、本市との協議による)
研究員(参加者)が作成する事業計画

ウ 納品場所 新潟市 経済部 成長産業・イノベーション推進課

新潟市中央区古町通7番町 1010 番地 古町ルフル5階

12. その他特記事項

- (1)本業務を行うにあたり、十分な知識、理解及び経験のある従事者を確保すること。
- (2)本業務の遂行に関しては、関係法令等を遵守すること。
- (3)受託者は、業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、本市の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (4)受託者は、業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報保護法、新潟市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。
- (5)受託者は本業務の全部の実施を第三者に再委託してはならない。なお、やむを得ず再委託を行う場合は、本市の指示に基づき事前に必要な手続きを行うこと。
- (6)受託者は業務完了後、履行届を提出すること。新潟市は、委託業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができるものとする。業務の実施について必要な指示をすることができるものとする。
- (7)業務完了後、この契約に関する業務評価を行う。
- (8)仕様書に記載されていない事項で、関係法令等により義務付けられている事項について、軽微な変更であり業務上当然に必要な事項である場合には、業務履行の範囲に含まれるものとする。なお、疑義の生じた場合については、本市と受託者で協議を行い、取り決めるものとする。

以上